

井手町人口ビジョン及び井手町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る基礎調査業務事業者候補選定プロポーザル募集要項

1 実施方法

本公募型プロポーザルは、井手町人口ビジョン及び井手町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る人口分析等基礎調査業務について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める審査項目によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものである。

2 実施概要

- (1) 委託業務名 井手町人口ビジョン及び井手町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る人口分析等基礎調査業務
- (2) 履行機関 契約日から平成28年2月29日(月)
- (3) 委託内容 別紙井手町人口ビジョン及び井手町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る人口分析等基礎調査業務企画提案仕様書による。

3 見積限度額

6,944,445円(税抜)

4 プロポーザルに係る日程

- (1) 質問の締切 平成27年5月12日(火)正午まで
- (2) 質問の回答 平成27年5月13日(水)
- (3) 参加申込受付期間 平成27年5月13日(水)から
平成27年5月14日(木)まで
- (4) 提案書受付期間 平成27年5月19日(火)まで
- (5) 結果通知予定日 平成27年5月20日(水)

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとし、町がその資格を認めた者とする

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしたものにあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づく再生手続き開始の申し立てをしたものにあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (3) 井手町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 過去5年間(平成22年度～平成26年度)において、地方自治体の総

合計画策定・支援業務を直接受注し、人口関連の調査・分析業務の複数受託実績を有していること。

- (6) 物品等の供給（物品の製造の請負、売買、賃借及び印刷製本の業務をいう。）及び役務の提供に関する平成27・28年度井手町入札参加資格を有していること。

6 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 「参加申込書」
(2) 提出場所 〒610-0302
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67
井手町役場企画財政課（担当 加藤）
(3) 提出方法 提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は事前に連絡すること。
(4) 提出期限 平成27年5月13日（水）～平成27年5月14日（木）
午後5時必着

7 提案書の提出

別紙「提案書等作成要領」に基づき、平成27年5月19日（火）午後5時必着とする。

8 審査方法及び評価基準

- (1) 本提案書の審査については、本町職員で構成する審査委員会が行い優先交渉事業者を選定する。
(2) 審査委員は提出された書類に基づいて審査を行い、優先交渉事業者を選定する。
(3) 本件にかかるプレゼンテーションは実施しない。
(4) 選定結果は、決定後速やかに全ての提出事業者に通知する。
(5) 評価方法・基準

①評価の方法について

評価は、審査委員会による企画提案の内容・実施能力等に関する評価を合計した点数を比較し、最も高い企画提案の提出者を発注予定事業者として審議のうえ決定する。

②採点方法

100点を満点として、下表の配点による評価を行う。

評価項目	配点
・井手町の特性や課題を的確に把握し、全国的な時代の潮流との関係を示すなど地域特性に応じた提案ができているか。	25点
・住民アンケート等の集計結果についての具体的な分析方法が提案されているか。	25点
・本業務が確実に実施できる業務スケジュールが提案できてい	25点

るか。	
・提案書の内容が見やすく、理解しやすい構成となっているか。	25点

- ① 企画提案書の内容に基づき、審査委員会の委員が項目ごとに評価を行い、配点に従って点数をつける。
審査委員会委員全員の点数を合計し、委員数で除した数（小数点以下切捨て）をもって採点する

② その他

- ・最高得点者が複数生じた場合は、審査委員会での審議により第1順位を決定する。
- ・提案者が1者の場合も評価は実施する。ただし、評価結果において最低基準を満たさない場合は、発注事業者としない。

9 契約の締結

選定した発注事業者と町とが協議し、本業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、発注予定事業者と町との協議により必要に応じて内容を変更したいうで予定価格の範囲内で契約を締結するため、契約額は見積額と同じになるとは限らない。なお、選定した発注予定事業者と町との間で行う仕様の詳細事項について、協議が都となわなかった場合は、評価結果において次に高い提案者（最低基準を満たしたものに限り）と協議を行うこととする。

10 その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加申込み・辞退届及び提案書は返却しない。
- (4) 参加申込み・辞退届及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。